

# 仕様書

## 1. 件名

原子力被災12市町村における農業者に対する販路確保・拡大支援事業に係る業務運営支援

## 2. 経緯と事業目的

公益社団法人福島相双復興推進機構を構成員とする福島相双復興官民合同チームでは、これまで、被災12市町村<sup>※1</sup>の避難等対象区域内の農業者の営農再開を目的として、営農状況・意向・訪問の希望等を伺う「周知・受付（アンケート）」（2016年11月実施）、訪問を希望する農業者を対象として課題の真因・支援ニーズの特定を行う「訪問」（2017年4月開始）、訪問で明らかになった支援ニーズに基づき農業者を支援する「支援・フォローアップ」（2017年5月開始）を進めている。

当機構営農再開グループが個別の農業者に対する訪問、支援・フォローアップ等を実施する中で、地域農業の復興を実現するための手段の一つとして、被災12市町村で営農を再開した農業者等<sup>※2</sup>に対する農産物の販路の確保・拡大の支援を、福島県より交付される「福島県産農産物等販路拡大ティアアップ事業」補助金を活用するなどして2017年度より実施しており、2025年度においても当該取組を引き続き推進していく必要がある。

本件業務委託は、上記に基づき、販路確保・拡大に係る業務運営に関して、専門的知見に基づく助言・作業を通じて、所定の事業目的の達成に資することを目指すものである。

※1 被災12市町村：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

※2 被災12市町村で営農を再開した農業者等：被災12市町村において営農中の方（個人農家・農業法人・生産組合等）、今後営農再開する方、新たに営農を始める方

## 3. 事業内容

当機構営農再開グループが実施する以下の（1）～（4）に関する助言・作業を実施する。なお、支援先農業者は、訪問活動を通じて当機構が選定する。

（1） 個別案件に関する対応方針作成等に関する支援（重要または特殊な案件については現場ヒアリング、提案資料作成などのハンズオン型支援を含む）

- 販路確保・拡大支援候補案件の情報整理
- 販路確保・拡大支援継続中案件への対応
- 販路確保・拡大支援終了案件への対応（支援農業者の支援終了後の状況調査等）
- 外部専門家（農業コンサルタント等）を活用した支援を実施する案件に関する対応 等

< 具体的取組 >

- ・ 販路支援の要望を受けた農業者へのヒアリング（現地訪問またはWEBインタビュー）を通じて、農業者の経営課題・販路課題等を整理し、農業者にとって最適な販路支援の方針を助言・提案する。
- ・ 支援継続中案件のトラブル等への対応方針に関する助言を行う。

- ・ 計画通りに行かない案件については、当機構担当者と共に原因を追究し改善策を検討・提示する。また、新たな販路が必要な場合は候補販路を提示し対応方法を協議する。
- ・ 販路確保・拡大支援が終了した農業者に対し、状況を調査し、自立に向けたフォローアップを行う。
- ・ 当機構から外部専門家<sup>※3</sup>へ支援業務を委託する際、外部専門家が対応できない事案（要望）が発生した場合は、経験・知見を活かし対応方法に関する助言を行う。
- ・ 当機構の販路・六次化支援課と原則週1回の定例会議（対面会議またはWEB会議）を実施し、各案件の進捗を確認する。また、期日が迫っているまたは急を要する案件は、定例会議とは別に案件別会議を実施する。その他、簡易的な確認・相談・連絡は、電話・メール等で対応する。

※3 個々の支援案件が半年から1年程度の長期間にわたると考えられる場合に、案件ごとに入札によって決定する委託先を指す。

## （2） 農業者のニーズに応じた新規販路開拓支援

### ● 県内外事業者（飲食店・卸）等とのマッチング

#### <具体的取組>

- ・ 被災12市町村の農業者の経営規模や経営形態、栽培品目等、また、様々な課題を抱えている実態を理解した上で、農業者からの要望（販売価格、販売量、地域、時期、業態等）に基づき販路開拓の方針を定め、農産物の販路開拓に向けた架電調査、物流構築、見積作成、商談調整、商談のサポート（商談同行）等を実施し、農業者と新たな販路先とのマッチングを推進する。なお、調整に過度に時間を要することなく商談を実施する。
- ・ 販路先候補は連絡先、事業内容、店舗数等をExcelファイルに整理し、報告日は調査開始タイミングで決めておく。また、商談で把握した販路先候補のニーズ（品目、数量等）は、他の農業者支援等の機会にも活用できるよう記録し、当機構に共有する。
- ・ 規格外品または未利用資源の利活用に向けた調査、県内外事業者とのマッチングを行う。

## （3） 当機構の新たな支援施策の検討および提案

#### <具体的取組>

- ・ 当機構の販路・六次化支援課が2026年度以降に行うべき新たな支援施策（SNS活用、SEOを意識した農産物のWEBマーケティング支援施策、物流確保、ふるさと納税の活用等）を検討し、説明資料を作成して提案する。

## （4） 農業者が出荷を希望する農産物（加工品含む）の市場規模・出荷候補先等の調査に関する支援

#### <具体的取組>

- ・ 販路確保支援候補品目等に関する市場調査（市場規模、トレンド、モデル事業等）や対象品目における出荷候補先の調査を行い、収集した情報を整理し示唆を加えて簡易報告として取り纏め報告する。

- ・ 簡易報告の期日については依頼の際に指示するが、およそ依頼から1～2週間程度での調査・報告の完了を想定している。
- ・ 必要に応じて農業者の先進事例視察のコーディネートを行う。その際、視察先までの農業者の交通費は、農業者自身の負担とする。
- ・ 商談会を活用して商談を行うことを希望する農業者に対してヒアリングを行い、どの商談会を選択すべきか、商談会に参加するにあたりどのような準備を行うべきか等のコンサルティングを実施する。なお、現場での商談支援は行わない。
- ・ 農産物用自販機の設置を希望する農業者に対してヒアリングを行い、自販機を設置した場合の収益性のシミュレーションや設置場所のアドバイス等のコンサルティングを実施する。なお、設置にかかる費用は農業者負担によるものとし、支援は行わない。

#### 4. 実施期間

2025年4月上旬（契約締結日）～2026年2月20日（金）

#### 5. 報告と納入物

受託者は、当機構への報告書案を事前提出したうえ、当機構から是正・追加などの指示を受け、是正追加など指示事項を含め完了させたものを成果物として、2026年2月20日(金)迄に納入すること。

#### 6. 納入場所

公益社団法人福島相双復興推進機構 営農再開グループ  
〒960-8031 福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル4F

#### 7. その他

- (1) 本事業の性質上、当機構との打合せや方針確認、事業現場の同行訪問が多くなることから、当機構から連絡があった際に迅速に対応できる体制の構築を行うこと。
- (2) 本事業の実施に当たっては、当機構と十分に打合せを行い、指示があった場合には、それに従い実施すること。
- (3) 本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合には、直ちに当機構に連絡するとともに、委託先の責任において解決すること。
- (4) その他、不明な点がある場合には、当機構に問い合わせること。

以上